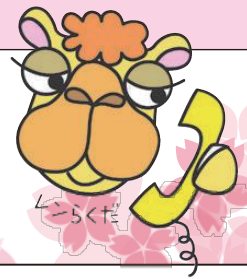


気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2018年6月号

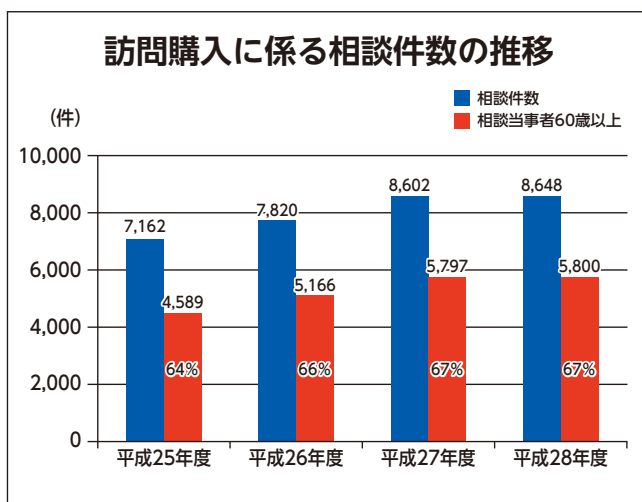
— 訪問購入のトラブルにご注意ください —

「訪問購入」とは、消費者の自宅に購入業者が訪問し、物品を買い取ることです。

「不要品を何でも買い取ります」

「査定だけでもさせてください」の言葉には慎重に！

貴金属などを強引に買い取られる場合があります



(国民生活センターや全国の消費生活センターに届けられた相談件数)
〔国民生活センター 平成29年9月公表資料から〕

「訪問購入」は、特定商取引に関する法律により規制されている取引ですが、「訪問購入」に係るトラブルは増加傾向にあります。

全国から寄せられた「訪問購入」に係る相談件数は、平成25年度は7,162件でしたが年々増え、平成28年度には8,648件となっています。また相談件数における契約当事者が60歳以上の相談件数は、各年度とも60%以上を占めています。

訪問購入におけるトラブルの一例

① ある日、Yさん宅に不用品のリサイクル会社(女性)から電話がありました。

最初は丁寧な対応



こちら〇〇リサイクル会社です。
不要な衣類や着物などがあれば買取りに伺わ
せてもらいます。

(こんな場合もあります)

- 突然の訪問で勧誘してくる
- 業者が氏名等を明示しない

手口のポイント 〇衣類や靴などの不用品を何でも買い取るという

② Yさんは、着ていない古い着物があつたので来訪を了承しました。
後日、そのリサイクル会社の男性が家に来たので不要になった着物を見せました。
ところが…



貴金属も見せてください。
指輪とかネックレスとかありますよね。
査定だけでもさせてくださいよ。



指輪やネックレスなんて
持っていませんよ…



不要な衣類や着物
を買い取るって言
ったから来てもら
ったのに

③ 業者はしつこく居座り続けました。
Yさんは、業者に早く帰ってもらいたいので指輪やネックレスを出してしまい、結局
安く買い取られました。

(こんな場合もあります)

- 査定をするためと言い、強引に家の中に入ろうとする。
- 身に着けている指輪などを無理に外させ、強引に買い取ろうとする。
- 突然態度を変えて、大声で怒鳴る。



消費者へのアドバイス

- 突然訪問してきた購入業者は家に入れない
- むやみに貴金属を見せない、触らせない
- 買取りを承諾していない貴金属等の売却を迫られたらきっぱりと断る



訪問購入における規制について知ろう！

購入業者の次の行為は禁止

- 消費者から要請がないのに、突然訪問して勧誘すること。
- 「査定」を依頼したのに、ついでに買取りの勧誘をすること。
- 事前の約束とは違う物品について、買取りの勧誘をすること。
- 消費者が断っているのに居座ること。
- 一度取引を断っているのに再勧誘すること。

飛び込みの勧誘や
居座りは禁止！



勧誘目的の明示

- 購入業者は、訪問する前に事業者名、買い取る物品の種類、勧誘の目的を明示することが必要です。

書面の交付義務

- 購入業者は以下の事項を記載した契約書面の交付が義務となります。

- | | | |
|-------------|-----------------------|--------------|
| ○物品の種類や特徴 | ○購入価格 | ○クーリング・オフの説明 |
| ○申込みや契約の年月日 | ○購入業者の住所、名称、連絡先、担当者氏名 | |

クーリング・オフ制度を利用できます。

クーリング・オフ制度とは、特定の取引に関して一定期間内に事業者に書面で申入れをすることにより無条件で契約を解除できる制度です。訪問購入では、契約締結日から8日以内に申入れをすることによりクーリング・オフ制度を利用することができます。

しかし、クーリング・オフをしても転売されてしまったり、購入業者と連絡がとれなくなるなど、物品が返ってこない可能性があるため、クーリング・オフ期間内は購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。冷静に判断するためにも、契約後すぐに物品を引き渡さないようにしましょう。

(注意) 自動車、家庭用電気機械器具、家具、書籍、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券の訪問購入はクーリング・オフの対象とはなりません。



消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)
☎ : 0776-22-1102
FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟3階)
☎ : 0770-52-7830
FAX : 0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00~17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのかわからない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。






消費生活講座 契約の取消しができる場合

私たちは毎日の生活の中で無意識に、消費者として様々な契約をしています。

契約には、法的な拘束力があるので、いったん成立すると、一方の都合だけで勝手に解消することはできません。

しかし、有効に成立した契約でも、次のような場合は、法律に基づいて契約を取消すことができます。取消しをすると、初めにさかのぼって契約はなかったものとして扱われます。

<p>① 詐欺や強迫による契約 (民法96条)</p>	<p>② 未成年者や判断力がない人 (成年被後見人など)が行った契約 (民法5条、9条、13条、17条)</p>
	
<p>③ 不当な勧誘による契約 (消費者契約法4条など)</p>	<p>④ 過量な内容の契約 (消費者契約法4条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 契約の重要事項についてその説明をされた。 • 「確実に値上がりする」など、将来における変動が不確実なことを断定的に言われた。 • 訪問販売や電話勧誘販売などで重要事項を故意に告げられなかった。 • 退去するように告げても事業者が退去しなかった。または、消費者の退去を事業者が妨害した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者が、消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものを知って契約した場合 

〔2018年版くらしの豆知識〕(独立行政法人国民生活センター編集・発行)を参考に作成

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

開設時間14:00~16:00

6・7月の開設日		6 月		7 月	
分 野					
福井弁護士会 (法律)	4日(月)	敦賀市消費生活センター (☎0770-22-8115)	3日(火)	県消費生活センター	
	5日(火)	県消費生活センター	5日(木)	県嶺南消費生活センター	
	20日(水)	大野市消費者相談センター (☎0779-66-1111)	18日(水)	県消費生活センター	
福井県建築士会 (建築)	18日(月)	越前市消費者センター (☎0778-22-3773)	-	-	

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。

なお、6月4日(月)、18日(月)、20日(水)の申込受付は開催場所の市でもできます。

また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

県消費生活センター (☎0776-22-1102) 県嶺南消費生活センター (☎0770-52-7830)

福井しあわせ元気国体2018
福井しあわせ元気大会2018

第73回 国民体育大会 / 第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう カと技と美しさ



発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633